

各 位

会 社 名 ア ル イ ン コ 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 小山 勝弘 (コード番号 5933 東証第2部) 問合せ先 常務取締役管理本部長 岸田 英雄 (電 話 番 号 06-7636-2222)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月19日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって会社法で定める範囲で責任を免除することができる旨の規定、並びに社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条(取締役の責任免除)及び第34条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第 26 条 (取締役の責任免除) の規定の新設につきましては、各監査役の同意を 得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月19日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成26年6月19日 (予定)

(下線は変更部分を示します。)

|                                    | (下線は変更部分を示します。)   |
|------------------------------------|---|
| 現行定款                               | 変更案   |
| 第 4 章 取締役および取締役会                   | 第 4 章 取締役および取締役会  |
| 第 17 条~第 25 条 (条文省略)               | 第 17 条~第 25 条 (現行どおり)   |
| (新設)                               | (取締役の責任免除) 第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。   |
| 第 5 章 監査役および監査役会                   | 第 5 章 監査役および監査役会  |
| 第 <u>26</u> 条~第 <u>32</u> 条 (条文省略) | 第 <u>27</u> 条~第 <u>33</u> 条 (現行どおり)   |
| (新設)                               | (監査役の責任免除) 第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第 6 章 計 算                          | 第 6 章 計 算   |
| 第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条 (条文省略) | 第 35 条~第 38 条 (現行どおり)   |